



人口の動き 2月1日現在 人口66,937人(前月比-69人) 男34,322人女32,615人世帯数32,892世帯

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の対象者を拡大

エネルギー・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割非課税世帯などに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給してきましたが、新たに住民税均等割のみ課税世帯に対して、給付金を支給します。

※均等割とは、1人あたり年間5千円の住民税をいいます。

### 支給金

1世帯10万円(1世帯1回限り)

### 支給対象

次のすべてに該当する「住民税均等割のみ課税世帯」の世帯主が対象となります。

①令和5年12月1日時点で、八街市に住民登録がある世帯

②令和5年度住民税均等割が課税となる方が1人以上いる世帯

③令和5年度住民税所得割が課せられていない方のみで構成される世帯

※所得割とは、均等割の上乗せ部分として、その方の所得に応じて課税される住民税をいいます。

### 次に該当する世帯は対象外となります

・世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯(非課税世帯)

・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けている世帯(住民税の取り扱いとして、扶養を受けているかわからないときは両親や子どもなど家族に確認してください)

・租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯

・家計が急変したとして電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金をすでに受給している世帯

### 支給方法

「確認書」が届いた世帯

対象と思われる世帯には「確認書」を3月上旬に発送します。必要事項を記入するなどして、社会福祉課へ返信してください。

市からお手紙が届かなかった世帯

令和5年度住民税の申告が済んでいない方がいる場合には、令和5年1月1日に住所があった市区町村で、令和5年度住民税の申告をしてから、令和5年度住民税非課税証明書などを添付し、申請書に必要事項を記入して社会福祉課に郵送または窓口で提出してください。

※申請書は、市ホームページからダウンロード、または、社会福祉課で配付しています。

### 提出期限

4月30日(火)(必着)

### 支給日

書類を市が受理した日から約3~4週間後に支給します。

(申請書に不備があった場合は、給付に時間がかかります。)

※本給付金は、差押禁止・非課税の対象です。

### 送付先

〒289-1192

八街市八街ほ35番地29

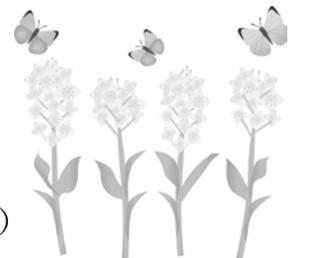
社会福祉課

八街市コールセンター

☎0120-547-293

午前9時~午後5時

(土曜・日曜、祝日を除く)



## 低所得の子育て世帯への給付金のお知らせ

物価高騰が低所得子育て世帯に対して、特に深刻な影響を与えていることを踏まえ、令和5年度の住民税均等割非課税世帯と住民税所得割が課せられていない方のみで構成される世帯を対象に、同一世帯の18歳以下の子ども(18歳に達する日以降最初の3月31日

日までの子どもに限る)1人あたり5万円を4月中旬から順次支給します。詳しくは、広報やちまた3月15日号をご覧ください。八街市コールセンター ☎0120-547-293 午前9時~午後5時 (土曜・日曜、祝日を除く)

4月1日(月)から新型コロナウイルスワクチン接種および担当は、左表とおり変わります。4月1日(月)以降に定期接種を受けることができます。自費(価格未定)で接種を受ける場合は、任意接種で全額

	特例臨時接種 (令和6年3月31日まで)	B類定期接種 (令和6年4月1日以降)
対象者	生後6カ月以上の方	・65歳以上の方 ・60~64歳で一定の基礎疾患があり重症化リスクが高い方(季節性インフルエンザと同様の対象者)
接種期間	令和6年3月31日まで	令和6年度秋冬頃
接種回数	追加接種は期間内に1回(初回接種は年齢などで変わります)	年に1回
費用	無料(全額公費負担)	自己負担ありの予定(負担額は未定)
使用ワクチンのメーカー	・ファイザー社 ・モデルナ社 ・第一三共社	未定
接種証明書	あり ※接種証明書アプリ、コンビニ交付は令和6年3月31日に停止予定です。	なし ※令和5年度接種分までは、健康増進課窓口で発行できます。
担当	健康増進課 新型コロナワクチン接種対策室 ☎312-2635	健康増進課 子ども医療係 ☎443-1631